

SIC-ST2025-01

SIC戦略提言-V

「マイナンバー及びマイナンバー制度
の利活用推進に向けた提言」

システムイノベーションセンター

2025年2月発行
Ver1.0

緒言

現代社会では「システム」の役割が極めて大きい。エネルギー、インフラ、ヘルスケア、金融、行政、防災、教育など社会のすべての分野で「システム」が主役となって我々の生活を支えている。システムが我々の生活を律し、システムのレベルが我々の生活の質を左右している。現代はまさしく「システムの時代」と言ってよい。一方、社会が複雑になるにつれて、「よいシステム」を構成することはますます難しくなりつつある。人と人、人とモノ、モノとモノのつながりが広く深くなるにつれて、システムはますます複雑で大規模なものとなる。社会の変動が激しくなるとシステムの運用も環境変動に直面して難しくなる。また科学技術の発展に伴って、システムを構成する手段も広がり選択肢も増え、それに従いシステムを適切に進化させることが必要になってくる。世間を騒がすシステム故障の報道が最近頻度を増しているのは、現代の複雑化、広域化する社会においてシステムの構築、運用、進化が著しく困難になってきたことの現れである。システムが主役となっている社会で、よいシステムを作り出すことが難しくなっているという事態は、現代社会が直面している大きな課題を提示している。特にわが国では「縦割り社会」の負の側面を受け継いで、垂直型の統合が圧倒的に優位で、システムを有効に構築・運用・進化させるために必要な水平統合への社会的な受容の度合いが海外と比べて小さい。システムイノベーションセンターでは5年前の発足以来この水平統合のテーマを掲げ、産業界の視点から愚直にこのことを主張し続けてきた。最近では我々の主張が「産業技術のパラダイムシフト」として官民でようやく認識され始め、「卓越したシステム」を構築するにはどうすればよいか真剣に議論されるようになってきた。このような状況に鑑み、今の日本にどのようなシステムを構築すべきか、日本のシステム構造をどのように作りあげていくべきかを、我々のこれまでの経験を踏まえて次の6つのセクターに分けて提言する。

- (1) ヘルスケア（「SIC 戦略提言-I」にて提言）
- (2) ロジスティックス（「SIC 戦略提言-IV」にて提言）
- (3) 金融（本分冊「SIC 戦略提言-V」にて提言）
- (4) エネルギー（「SIC 戦略提言-III」にて提言）
- (5) 防災・レジリエンス
- (6) 科学技術（「SIC 戦略提言-II」にて提言）

この提言が、「失われた30年」の次の「得られた30年」を切り開く産・学・官の努力の結節点となることを期待したい。

SIC 戦略委員会

目 次

緒 言	1
1 マイナンバー制度の政策と普及状況	5
1.1 マイナンバー制度の普及利活用によるデジタル競争力向上	5
1.2 マイナンバーカードの普及・利用状況と課題	6
2 SICとしての提言の視点	7
2.1 社会システムとしてのマイナンバー制度の卓越性視点での検証	7
3 マイナンバー及びマイナンバー制度利活用推進に向けた提言	8
3.1 <提言1>官公庁の本人確認	8
3.2 <提言2>企業の本人確認	8
3.3 <提言3>手続き・公共サービスの利用	9
3.4 <提言4>金融機関のマイナンバー登録	10
4 ウラノス・エコシステムを活用したマイナンバー制度の未来像	11
4.1 行政手続きのオンライン化と迅速化	11
4.2 個別ニーズに合わせたきめ細やかな行政サービス提供	11
4.3 行政機関間連携等による効率的な情報共有	11
4.4 ウラノス・エコシステムが促進する新たなサービスとビジネスモデルの創出	12
4.5 ウラノス・エコシステムが実現する安全・安心なデータ社会	12
5 まとめ	13
参考文献	14

SIC戦略提言 ―V

「マイナンバー及びマイナンバー制度の利活用推進に向けた提言の要旨」

マイナンバー制度は、＜デジタル社会の実現に向けた重点計画＞で謳われているように日本のデジタル社会実現に向けた社会制度であり、サイバーフィジカル社会の基盤である。そのために、国民生活から産業社会にいたるあらゆる側面で働く社会制度である。

そのための国民の利活用、利便性と効率性および安全性などの特性が要求されるシステムでもある。社会基盤システムとしての卓越性を実装して未来社会に向けた社会システムの基盤として機能していく必要がある。卓越性の実現に向けた課題は多々あるが、今回は、マイナンバーの普及のための提言に注力した。

(注) 「卓越システム」とは、次のような特徴を持つシステムである。

- ① 作られた理念が明快に理解でき、出来ることと出来ないことの境界がはっきりしている。
- ② システムの全体構成が理解しやすい。
- ③ 運用しやすく、故障への対応が容易である。
- ④ 拡張可能性 (Scalability) がある。
- ⑤ 環境の変化に応じて進化できる。
- ⑥ 利害関係者の多くを満足させることが出来る。
- ⑦ 堅牢で十分な持続可能性がある。
- ⑧ システム構築・運用のコストが小さい。

SIC戦略提言「金融」サブワーキンググループ
メンバー

リーダー	藤井 紳也 寺野 隆雄	SOMPOシステムズ株式会社 千葉商科大学
委員	森川 類 池田 健一郎 田中 啓介 中里 英則 河竹 敦 山内 豊志 田中 治彦	SCSK株式会社 SCSK株式会社 SCSK株式会社 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 株式会社NTTドコモ 株式会社クエスト 株式会社クエスト

1 マイナンバー制度の政策と普及状況

1.1 マイナンバー制度の普及利活用によるデジタル競争力向上

スイスの国際経営開発研究所（IMD）が発表する世界デジタル競争力ランキングにおいて2023年は32位（64か国中）となり、過去最低の順位となった（2024年は67か国中31位）。経済成長を含めた国家の成長のためにデジタルが重要な役割を果たすことは自明であり、今の状況は極めて深刻と言わざるをえない。

一方で、2024年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指すこととなるなど、デジタルの活用について具体的な計画が検討されている。デジタル社会を実現するためには、行政・民間手続きのオンライン化、データ利活用推進など官民一体となった総合的な施策推進と、国民の理解促進と協力、そして企業の積極的な参加と協力が不可欠である。全国民が対象となるマイナンバー制度は、マイナンバーカードと合わせ、その柱となりうるものであり、その普及利活用に向けた提言をさせていただく。

マイナンバー制度の導入の目的は「行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤」であり、デジタル化が進む社会の中で不可欠である。この制度が定着・活用されることで、行政にも国民にも大きなメリットが生まれること、マイナンバー制度とマイナンバーカードの利便性をさらに高めることでデジタル社会の実現による国や企業を含めた社会の発展と国民の生活向上につなげていくことを目指していること、をあらためて説明（周知）し、国民の理解と協力を得ながら定着と利活用推進をしないとイケない。マイナンバー制度の活用事例の紹介などの啓蒙活動を通じて、以下のレベルでの理解を得ていくことで利活用推進していくことが大事ではないか。

- ・ 「行政の効率化」の観点では、本人確認や書類提出などをマイナンバーカードで簡素化することで、業務効率化と生産性向上に貢献し、自治体予算の減につながり、税金の減にもつながるし、国民にとっても迅速なサービスを受けられることになる
- ・ 「国民の利便性の向上」の観点では、手続きのオンライン化やデータ連携を進めることで、国民の負担を軽減し、時間短縮を実現するなど、直接的なメリットがある
- ・ 「公平・公正な社会の実現」の観点では、不当に税金の支払いを免れることや不正受給を防ぐことで本当に困っている方への支援ができる

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「次期個人番号カードタスクフォース」の中で検討されている各種機能追加や「市民カード化」などの構想、セキュリティ対策などはそれに資する計画であり、官民協働で推進していく方法を考えていきたい。

1.2 マイナンバーカードの普及・利用状況と課題

マイナンバー制度定着のためにはマイナンバーカードの利活用が重要であり、「業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）【調査時期：令和5年11月28日～12月25日】」をもとに、今後の活用推進に向けた課題を推察した。

① マイナンバーカードの取得状況

- ・ マイナンバーカードの取得率は86.6%(※)だが、頭打ちの状態。
- ・ 取得のきっかけは「マイナポイントがもらえること」63.2%(※)と一番大きな割合を占めていること、未取得者の理由は「メリットを感じないから」が43.3%(※)となっていることから、今時点で未取得の国民が今後自ら申請する可能性は高くない。

② マイナンバーカードの持ち歩き率

- ・ マイナンバーカードを常時持ち歩いている人は45.8%(カード43.1%、スマホ用電子証明書2.7%)であり、約半数が持ち歩いている。
- ・ 持ち歩いていない理由は「持ち歩いて利用する必要性・機会がないと感じるから」が64.1%と最も高いことから、利用できるサービスが増えれば、持ち歩くことへの抵抗感は大きくないと考えられる。
- ・ マイナンバーカードを持ち歩かない理由として「落とした場合に不安（情報流出しなにか不安）だから(53.3%)」、未取得の理由として「情報流出が怖いから(35.1%)」など、紛失や作成すること自体へのリスクを感じている国民も多いが、誤った理解が多い。（マイナンバーカードを紛失して番号が知られると、個人情報や保有財産などが知られてしまう可能性がある、などの誤解）
- ・ カード自体を持ち歩きたくないという人にはスマホ用電子証明書（導入作業というハードルはある）の展開・周知により、マイナンバーカード機能としての持ち歩き率をさらに高めることは十分期待できる。

③ マイナンバーカードで利用できるサービス・手続き

- ・ マイナンバーカードを利用したサービス・手続きを利用したことがある人の割合は76.3%(※)であり、カード取得者の多くに利用経験がある。
- ・ よく利用されているものは
「対面での本人確認(47.2%)」
「オンラインでの本人確認(43.2%)」
「コンビニ等での証明書等の取得(40.4%)」
「健康保険証としての利用(30.5%)」など。
- ・ 各サービスに利便性を感じている人は5割強～8割強と総じて高く、
「コンビニ等での各種証明書（住民票の写し等）の取得（83.9%）」、
「本人確認書類（身分証明書）としての利用（オンラインでの本人確認（72.7%）」
「ふるさと納税のワンストップ特例申請（71.4%）」
で利便性を感じた人の割合が特に多い。
- ・ 「健康保険証としての利用」は30.5%の人が経験を有し、半数以上（55.0%）が利便性を実感している結果となった。健康保険証の利用率が低いのは、利用できる医療機関が限られている（割合不明）ことも大きな原因と考えられる。

この調査結果の分析から推察できることは、以下のとおりであり、今後の利活用推進にあたっては、これらを念頭においた対策を進めていく必要がある。

- マイナンバーカードが無くても国民にとって日常生活への支障は特でない
- そのメリットがわからず不安もあるものを自ら積極的に使うという行動に移らない
- 一度でも使い利便性を感じた人は繰り返し利用する（その価値も感じている）
- 普及のためには利用できる機会（施設・環境）が多いことが重要
- マイナンバー制度導入の目的を実現するためには、多くの国民が制度の概要を正しく理解し、実利用することで利便性を実感（体験）することが重要

2 SICとしての提言の視点

2.1 社会システムとしてのマイナンバー制度の卓越性視点での検証

SICでは「卓越システム」として、次のような特徴を持つシステムを定義しているが、国にとっても国民にとっても重要なマイナンバー制度の運用システムは「卓越システム」としての要件を満たすことが重要である。

<卓越システムの定義>

- ・作られた理念（目的）が明快に理解でき、出来ることと出来ないことの境界がはっきりしている。
- ・システムの全体構成が理解しやすい。
- ・運用しやすく、故障への対応が容易である。
- ・拡張可能性（Scalability）がある。
- ・環境の変化に応じて進化できる。
- ・利害関係者の多くを満足させることが出来る。（☆）
- ・堅牢で十分な持続可能性がある。
- ・システム構築・運用のコストが小さい。

マイナンバー制度についてこの観点で確認すると、マイナンバーの利用範囲は法令等で明確化されていること、国の統一規格であり共通化が可能であること、サービスも徐々に拡充されていること、利用者の満足度も総じて高いこと、などから「卓越システム」としての要件の多くを満たすことができていると考える。

一方で、「卓越システム」として運用されていることが利用者である国民に、利便性や安心感という形で伝わっているかという点では不十分である。その中で健康保険証の廃止など実質的な義務化を強引に進めようとしている印象があり、一部の国民の反発を招いていると考察する。

国民の不安を取り除き、利用してみようという方向に向かうためには、利用範囲の拡大や利活用推進の活動に加え、マイナンバー制度の情報管理の仕組み、マイナンバーカードのセキュリティ対策、などへの国民の理解浸透を進めることが重要である。

3 マイナンバー及びマイナンバー制度利活用推進に向けた提言

マイナンバーカードは全国民が保有できる本人確認ツールであり、本人確認の機能を柱に利用機会を増やし、その際の利便性を実感することで免許証と同様に携帯することが当たり前になる。当面は、国民がマイナンバーおよびマイナンバーカードの利便性と仕組みを理解した上で、日常生活の中で利用し、自然に利便性を享受できる状態を実現した上で、次期マイナンバーカードについては、行政サービスの効率化と国民の利便性向上を目指すために、必要な法改正を行った上で、全国民に一律配布することを検討すべきと考える。S I Cとして、以下の4項目を提言する。

3.1 <提言1>官公庁の本人確認

官公庁の本人確認は原則としてマイナンバーカードで行う

官公庁の本人確認は原則としてマイナンバーカードで行うこととし、その際に基本4情報（氏名、性別、生年月日、住所）の記載が必要な場合は、データ連携で入力を省略する仕組みを早期に実現する。

3.2 <提言2>企業の本人確認

企業の本人確認も原則としてマイナンバーで行うことを推奨する

企業の本人確認も原則としてマイナンバーで行うことを推奨し、官公庁と同様に基本4情報のデータ連携による入力作業レスの仕組みも推奨し、すべての本人確認をマイナンバーカードに統一することを目指す。

マイナンバーがあれば全ての本人確認で対応可能となり分かりやすく、官公庁や企業にとっても複数の方法に対応する負荷が不要となり、効率化が進む。

（活用例）

・マイナンバーの空き容量に、電話番号、勤務先、学校の情報の登録枠を作り、基本4情報に加え本人が登録したこれらの情報について、本人の同意取得を前提として、マイナンバーカードの読み取りや、マイナポータルからの連携を可能とする。

⇒ホテルやゴルフ場のチェックインの際にも、マイナンバーカードの読み取りにより、フロントでの記載を不要とする。

⇒企業が発行する各種ポイントカードを含めたデジタル会員証について、マイナンバーを除いた基本4情報を連携し、入力不要とする。

⇒勤務先や学校からの証明機能を付けることで、定期券購入、各種学割利用、就労状況の証明なども可能となる

※登録情報をスマホアプリで表示し、それを証明書がわりにするなど簡易な方法もあるが、スクリーンショット対策（他人情報や過去情報などの表示対策）が必要

一方で、企業にも運用変更やシステム投資などの負担が発生することになるため、できる限り標準化をするなどの対策も重要である。統一規格とすることで、将来の活用の可能性も大きく広がる。

3.3 <提言3>手続き・公共サービスの利用

官公庁の手続き、公共サービスを利用する際にマイナンバーカードによる確認や登録を必須とする

※この前提として、次期マイナンバーカードは全国民への配布を行う

官公庁の業務効率化（＝国費削減）のために、給付金請求や公共サービス利用時のマイナンバーの確認や登録を必須とする。その時点で、基本4情報はデータ連携により入力レスとするなどの利便性も実現できている状態が理想。

○給付金支給時の確認・登録

不正請求抑制、正確・迅速な支払い、のために、マイナンバーに紐づく公金受取口座登録を必須とする。給付金支給という行政の支援を受ける際に、行政の効率化への協力を求めることは極めて正当な理由である。

○公共設備利用時の確認

民間よりも安い施設を利用するメリットを享受するための条件として必須化。
（自治体側も対応が必要なため、順次展開）

○県・市町村への届け出・申請の電子化推進

住民票の異動届出（転入、転出、転居、世帯変更）などについて、マイナンバーを活用した電子化を推進する。国民にとって役所への訪問が不要となるメリットは大きく、窓口での受付対応などがなくなるなど窓口負担も大幅に軽減できる。自治体ごとの個別対応は国全体としての無駄が生ずるため、全国共通の仕組みを作るか、複数の事業者のシステムから選択して活用する、などを推奨することが肝要。

○次期マイナンバーカードの全国民への交付

マイナンバーカードを持たない理由の多くが、メリット（必要性）を感じない、個人情報漏えいへの不安、となっている。利便性の向上に加え、マイナンバーカードのセキュリティ対策を十分に説明することで、行政の効率化を実現するための国策として理解を得た上で、全国民への交付を進める必要がある。

<国民の理解浸透を進める必要があるテーマ>

- ・マイナンバーの情報管理の仕組み（分散管理、セキュリティ対策、など）
- ・マイナンバー（番号）が漏えいした場合でもリスク自体は大きくないこと
- ・カード紛失時の再発行、漏えい等により番号変更が必要なときの対応
- ・幼児、高齢者の代理申請の仕組みと権限・機能
- ・現在の活用シーンと将来の展望

○再交付期間の短縮

マイナンバーカードの重要度を高めると、万が一の紛失等の影響も大きくなるため、再交付期間を短縮することも重要である。

3.4 <提言4>金融機関のマイナンバー登録

国民の重要な資産を扱い、生活への影響が大きい、金融機関でのマイナンバーの登録を必須とする

証券会社においては証券口座開設時の口座登録を必須としているが、他の金融機関では任意となっている。マイナンバーによる名寄せや、マイナポータルによる連絡手段確保など、国民にとっても企業にとっても登録することによるメリットがあるため、必須化すべきである。

※本年4月の口座管理法の施行により、銀行からお客さまへの登録の案内がされているが、「届出を求められることができる」と任意の登録となっているため、登録はあまり進んでいない状況。

金融機関の取引時にマイナンバーを登録しておくことで、火災や広域災害の被災者からの照会や、本人死亡時の相続人による確認・照会のしやすさが大きく改善する。また、金融機関側からも転居等により連絡がつかない場合の連絡をマイナポータル経由で行うことが可能となるなど、メリットが大きい。

- ・銀行口座開設時の登録による効果
 - 休眠預金の預金保険機構への移管防止と金融機関の休眠口座管理負荷低減
 - 相続人や被災者からの照会負荷の軽減
- ・保険契約締結時の登録による効果
 - 死亡保険金の請求もれ防止（遺族が保険契約の存在を知らないケース）
 - 火災保険金等の請求漏れ防止（広域災害等により保険証券紛失などのケース）
 - 満期契約の更新漏れ防止（転居等により保険会社からの連絡が不着のケース）
 - 過大な保険加入の抑止（複数保険会社での高額契約加入などモラルリスク対策）

個社への登録に加え、預貯金口座、保険契約、証券口座などの単位で、会社を問わずマイナンバーで名寄せし、本人から照会できる仕組みをすることで、利便性がさらに向上することも期待できる。

また、死亡時に銀行、保険、証券など金融機関に自動的に連携される仕組みを合わせることで、金融機関からの連絡も可能となり、手続きの漏れを防ぐことも可能となる。

さらに、金融機関にマイナンバーが登録されれば、確定申告や年末調整での活用も見込める。現状は証明書類の郵送・添付、入力・確認業務などが大きな負担となっているが、マイナンバーを元に紐づけた各金融機関とのデータ自動連携を行う仕組み（システム）を構築することで、双方の事務の大幅な効率化を実現できる。

- 例) 金融機関からの住宅ローン情報のデータ連携
- 保険会社からの年末調整の保険料控除情報のデータ連携

4 ウラノス・エコシステムを活用したマイナンバー制度の未来像

経済産業省が主導し社会実装を検討しているウラノス・エコシステムは、異なるシステム間でのデータ連携を容易にすることで、行政サービスの質を飛躍的に向上させる可能性を秘めている。マイナンバー制度との連動により、国民生活の質向上と社会全体の活性化を実現できると考え、将来に向けた活用策として追加で提言する。

4.1 行政手続きのオンライン化と迅速化

マイナポータルと各行政機関のシステムをウラノス・エコシステムで連携することで、住民票の異動届出、各種証明書の発行、税金申告など、あらゆる行政手続きをオンラインで完結できるようにする。現在、住民票の異動届出は、役所への訪問または郵送による手続きが必要だが、ウラノス・エコシステムを活用することで、マイナポータル上でオンライン完結できるようにする。マイナンバーカードで本人確認を行い、必要な情報を入力するだけで、手続きが完了。これにより、役所への訪問や郵送の手間が省け、国民の負担が大幅に軽減される。また、データ連携による自動処理の導入により、行政手続きの処理時間が短縮され、迅速なサービス提供が可能になる。

また、土日・夜間を問わず、いつでも最新の登録状況をマイナポータルで見れる機能も実装することで、国民が利便性を感じるだけでなく、行政の窓口対応も減らすことができる。

4.2 個別ニーズに合わせたきめ細やかな行政サービス提供

ウラノス・エコシステムを活用することで、マイナンバーデータを基に、国民の属性や状況を詳細に把握することが可能になる。この情報を活用することにより、医療費助成、子育て支援、福祉サービスなど、個々の国民のニーズに合わせたきめ細やかな行政サービス提供が可能になる。

例えば、医療費助成の申請手続きにおいて、マイナンバーデータと医療機関のシステムを連携することで、自動的に助成対象の確認や申請書類の作成を行うことができれば、国民は書類作成の手間から解放され、迅速に助成を受けることができる。国民の負担を軽減できるなど、デジタル化の大きな恩恵を実感できる。

また、子供の年齢や家族構成などの情報を基に、地域ごとの子育て支援サービスの案内や、必要な手続きの案内を行うこともできるなど、子育て中の家庭の負担を軽減できる。

4.3 行政機関間連携等による効率的な情報共有

ウラノス・エコシステムは、複数の行政機関間でのデータ連携を容易にすることで、情報共有を促進することができる。

例えば、住民票の異動が届出された際に運転免許証やパスポートの情報もデータ連携により更新されるべきで、この仕組みはマイナンバーカードへの一体化をせずとも実装できるはずである。災害発生時において、避難情報や支援情報などを迅速かつ正確に共有することで、被害の拡大防止に貢献できる。さらには、児童相談所、学校、福祉事務所など、複数の機関が連携して、児童虐待や高齢者虐待などの問題に対して迅速に対応できるようになる可能性もある。

行政機関以外でも、公共性が高いライフライン事業者（電気・ガス・水道など）、金融機関へのデータ連携はオンライン化・ワンストップ化の価値がとて大きい。「引越し手続オンラインサービス」などで事業者からの連携は一部で実現済みであり、本人同意を前提とした事業者への連携も推進してほしい。

4.4 ウラノス・エコシステムが促進する新たなサービスとビジネスモデルの創出

ウラノス・エコシステムにより、マイナンバーに関連したデータの流通・活用を促進することで、新たなサービスやビジネスモデルの創出を加速させることができると考える。

① データ分析による社会課題解決

マイナンバーデータを基に、人口動態、医療状況、教育状況などのデータを分析することで、社会課題の解決に繋がる新たな知見を得ることができる可能性が高い。例えば、高齢化社会における医療費負担の増加問題に対して、医療費データの分析により、効率的な医療サービスの提供や予防医療の推進など、具体的な対策を検討できるのではないかと。日本全国・地域別の課題の双方に対する検討もできる。

② 地域活性化のためのデータ活用

マイナンバーデータを基に、地域住民の属性やニーズを分析することで、地域活性化のための施策を効果的に実施できる可能性もある。現在はマイナポータルと連携されるデータは限定的だが、これを拡大していくことにより、将来的の可能性が大きく広がる。

③ 個別ニーズに合わせたマーケティング

企業は、マイナンバーデータと顧客情報を安全に連携することで、顧客の属性や嗜好を分析し、より精度の高いターゲティング広告や商品開発を行うことができるようになる。これにより、顧客満足度の向上と企業の収益増加に繋がる効果が期待できる。

現在はマイナンバーの利用範囲は限定されているため、法改正などの対応が必要となるが、国民の利便性向上と、企業活動の活性化のためにも、将来の選択肢として検討をすべきである。

4.5 ウラノス・エコシステムが実現する安全・安心なデータ社会

ウラノス・エコシステムは、データの安全性を確保するための技術も提供しており、マイナンバーのような重要個人情報を取り扱う上で不可欠なセキュリティ対策も施される予定である。今後、プライバシー保護や法整備などの課題を克服し、国民の理解と協力を得ながら、ウラノス・エコシステムを活用したマイナンバー制度の更なる発展を目指していくことが肝要である。

<主なセキュリティ対策>

・ 厳格なアクセス制御

データへのアクセス権限を厳格に管理し、不正アクセスや情報漏洩を防ぐ。

・ 暗号化技術の活用

暗号化技術を用いて、第三者によるアクセスや改ざんを防ぐ。

・データの匿名化

必要に応じて、マイナンバーデータの匿名化処理を行い、個人を特定できない形式でデータを活用する。

5 まとめ

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現という重要な目的を達成するため、更なる発展が必要である。そのためには、官公庁・民間企業におけるマイナンバーカードの利用を促進し、利便性を実感できる環境を整備することが重要であり、今回S I Cから提言したものである。

今現在も関連省庁で連携して有効な施策の検討と実装が進められているが、提言させていただいた、次期マイナンバーカードの全国民への配布、官公庁・民間企業における本人確認の原則化、公共サービス利用時のマイナンバーカードによる確認・登録の必須化、金融機関でのマイナンバー登録の必須化などを推進することで、国民の利便性向上と安心感をより高めることができる。

さらに、経済産業省が推進する「ウラノス・エコシステム」を活用することで、行政機関や民間企業間でのデータ連携を強化し、行政サービスの質向上、企業活動の活性化、国民の利便性向上を実現できる。

これらの施策を官民連携で推進することで、マイナンバー制度は、デジタル社会の実現に向けた重要な社会基盤となり、国民生活の質の向上と社会全体の活性化に大きく貢献することになる。今後の施策の検討と社会実装に、是非活かしていただきたいと考えている。

参考文献

1. <IMD 日本語サイト> スイスの国際経営開発研究所
https://www.imd.org/news/world_digital_competitiveness_ranking_202311/
2. <デジタル社会の実現に向けた重点計画>
概要 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/96108cff/20230913_policies_priority_outline_03.pdf
本文 https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/b24ac613/20230609_policies_priority_outline_05.pdf
3. 「業種別マイナンバーカード取得状況等調査（ネット調査）
【調査時期：令和5年11月28日～12月25日】
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4581d4aa-d6b5-4688-a625-bab1317d0d71/6f69745f/20240220_councils_mynumbercard-promotion_outline_01.pdf
4. 「次期個人番号カードタスクフォース」デジタル庁
<https://www.digital.go.jp/councils/mynumber-card-renewal>

発行：
一般社団法人 システムイノベーションセンター（SIC）
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-7
ストック新宿 B-19号
E-mail : office@sysic.org
Tel.Fax : 03-5381-3567